

農地法第3条の規定による許可申請に要する書類

【許可権者：羽曳野市農業委員会】

(市街化及び調整区域 所有権移転、賃貸借、使用貸借等)

No.	書類の種類		発行機関	提出部数		返却
				原本	写し	
1	申請書類一式		市	2		1
2	土地登記事項証明書(全部事項証明書)		法務局	1		
3	農業委員会会長宛て誓約書		市	1		
4	世帯全員の住民票(譲受人・被設定人)※事案によっては、戸籍謄本等の必要な場合あり		市	1		
5	申請地の位置図(付近見取り図)		申請者		2	
6	申請地及び付近の地番を表示する図面(地籍図)		法務局	1		
7	申請者が法人の場合は、㊦法人の登記事項証明書及び、㊧定款又は㊨寄付行為の写し		㊦登記事項証明書 法務局	1		
			㊧定款 又は ㊨寄付行為 申請者		1	
8	市外住民の場合	譲受人(被設定人)の耕作証明書	住所地の農業委員会	1		
		譲受人(被設定人)住所地から申請地までの経路図	申請者	1		
9	使用貸借	使用貸借又は賃貸借に係る契約書の写し	申請者		1	
10	適農格地所人	組合員名簿又は株主名簿の写し	申請者		1	
		農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社が構成員である場合、構成員が承認会社であることの証明書、その構成員の名簿	申請者		1	
		関連事業者が構成員である場合は、構成員と農地所有適格法人との契約書の写し	申請者		1	
11	狭山池土地改良区の受益地に該当する郡戸・野・河原城地区の転用については、狭山池土地改良区への問い合わせ及び受理証明書が必要		狭山池土地改良区		1	
12	代理人が申請する場合	委任状	申請者	1	1	
13	小作地の場合	農地法第18条第6項の合意解約を先行して手続きしてください。				

申請様式の種類	様式1,2	すべての申請者が提出 *地上権・地役権の権利設定、農協法第10条第2項又は同法第11条の31第1項第1号による農業協同組合・農業協同組合連合会の権利設定、景観整備機構が権利取得する場合は様式2は不要
	様式I-3	農地法第3条第3項に該当する使用貸借、賃貸借に限る申請者のみ提出
	様式I-4	様式2の不要な者や、農地所有適格法人以外の法人でその者の業務の運営に必要なものとしての権利設定(地方公共団体・医療法人・社会福祉法人・農協 他)をする者など、特殊事由による申請者のみ提出とする。
	様式I-5	農地所有適格法人のみ提出

注意事項	*通作距離が30km以内で、通作時間が1時間以内とする。
	*添付書類は、3ヶ月以内のものとする。
	*申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。
	ただし、委任状には、委任者(申請者)の署名(または記名)のうえ押印は必要とします。
	*申請期間は、各月の中旬頃から7日間程度で、毎月窓口にて掲示しています。